

第2回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成29年6月14日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 樽 沢 諭
副 委 員 長 岩 崎 芳 昭
委 員 横 尾 祐 子

委 員 佐 藤 栄 一
" 村 越 洋 一
" 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 関 根 正 明

7 説明員 7名

市 長 入 村 明
総 務 課 長 久 保 田 哲 夫
財 務 課 長 平 井 智 子
市 民 税 務 課 長 小 嶋 和 善

教 育 長 小 林 啓 一
こ ども 教 育 課 長 吉 越 哲 也
妙 高 支 所 長 内 田 正 美

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明
庶 務 係 長 池 田 清 人

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第34号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第35号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定について

議案第36号 妙高市総合センター条例を廃止する条例議定について

議案第40号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第1号)のうち当委員会所管事項

10 所管事務調査

霜鳥榮之委員

1 小・中学校教職員の時間外勤務業務に関連して

- 1) 教職員の時間外勤務の実態と対応策の考え方はどのようなか。
- 2) 外部顧問派遣制度の導入と教職員の時間外勤務の関係をどのように考えるか。
- 3) 学校教育における部活動の位置づけと活動費の実態はどのようなか。

2 コミュニティ・スクールの取り組み状況について

コミュニティ・スクールについて研修会等が実施されることになっているが、その実態や取り組み状況はどのようなか。

3 地域コミュニティの維持・再生に関連して

- 1) 妙高里山応援団の具体的内容と取り組み実態についてどのようなか。
- 2) 妙高里山応援団と地域サポート人や地域のこし協力隊との関連はどうか。

○委員長（樗沢 諭） ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第34号から36号の条例改正3件、議案第40号の所管事項の補正予算1件の合計4件であります。

議案第34号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（樗沢 諭） 最初に、議案第34号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第34号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

条例第10条の失業者の退職手当の規定は、雇用保険法との関連において設けられている規定でございます。御承知のとおり、公務員につきましては、一般的には離職した場合に雇用保険法による失業給付の内容を超える退職手当が支給されますことから、雇用保険法の適用対象から除外されております。しかし、勤続年数が短期間であった場合などで、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間、職を求めているにもかかわらず失業しているときは、その差額分を支給することを定めているものでございます。今回の一部改正では、雇用保険法の改正によりまして、一定の要件を満たす者の失業時の基本手当の支給日数が延長されたことに伴い、法律と条例の整合性を保つために所要の改正を行うものでございます。

なお、本規定の対象となる受給者は極めて限定されるものであり、改正条例の適用者は現状においては当市においては無いという現状であります。

以上、議案第34号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（樗沢 諭） これより議案第34号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第34号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（樗沢 諭） 次に、議案第35号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第35号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、日本経済を底上げするために、就業調整を意識せずに働く仕組みを構築する観点から、地方税法等の一部改正が本年4月1日からの施行を踏まえ、関連する市税条例、都市計画税条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案第35号参考の市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例議定の概要をごらんください。まず、1点目の個人住民税、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しにつきましては、就業調整の課題に対応するために、配偶者特別控除33万円の対象となる配偶者の合計所得金額を現行の給与収入110万円未満から155万円以下に引き上げるとともに、配偶者の所得に応じ、給与収入201万円を超えるまで段階的に控除が受けられるものでございます。また、担税力を調整するために控除が適用される納税者本人に所得制限を設け、給与収入1,120万円、合計所得金額900万円を超える場合は、配偶者控除、配偶者特別控除とも段階的に控除額を減減、消失する仕組みを設けるもので、いずれも平成31年度分から適用し、減収額は全額国費で補填されるものであります。

次に、2点目の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直しにつきましては、燃費性能に応じて重点化を行ったもので、2年間延長するものであります。

3点目の固定資産税、都市計画税の見直しでは、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに対しまして、高層階ほど取引価格が高くなる実態を税制上に反映するために、新たに補正率を導入するものであります。また、女性の就業促進を図るために、企業主導型等の保育事業や、都市緑化を促進するために、民間も含めた都市保全緑化推進法人が設置する市民緑地に対して、いずれも平成30年の課税分からわがまち特例を適用するものであります。

4点目のその他につきましては、災害の頻発を踏まえ、あらかじめ被災代替家屋や被災住宅用地等への特例措置等を常設化するものであります。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○委員長（樗沢 諭） これより議案第35号に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点お尋ねをしたいと思うんですが、配偶者特別控除の関係で110万円が155万円という形の中で、適用が平成31年度からなんですが、現状で試算した場合影響額がどのくらいになるのか、そこら辺もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今回の改正に伴いまして、配偶者特別控除の所得要件の条件が今ほど委員さんおっしゃいましたとおり引き上げられることから、減収となる影響額につきましては、28年度の課税ベースの中で約1,200万円の減収を見込んでおります。

○委員長（樗沢 諭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第35号 新潟県妙高市市税条例及び妙高市都市計画税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 妙高市総合センター条例を廃止する条例議定について

○委員長（樗沢 諭） 次に、議案第36号 妙高市総合センター条例を廃止する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高支所長。

○妙高支所長（内田正美） ただいま議題となりました議案第36号 妙高市総合センター条例を廃止する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、妙高市公共施設有効活用再配置計画に基づき、老朽化が著しく、また現行の耐震基準に適合していない妙高市総合センターの用途を廃止するため、条例を廃止するものであります。

なお、施設の用途廃止に伴う集会室、調理室の機能は、妙高保健センター及び関山コミュニティセンターに移転し、利用者の利便性を確保いたします。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（樗沢 諭） これより議案第36号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 代替施設はそれぞれに2つあると。先般私たちが妙高支所において議会報告会等を行ったんですけども、市民の皆さんの使い勝手ですね、手続上はそんなに問題ないのかなと思うんですけども、昼間はよしとして、夜間の使い勝手というのは果たしてどうなんだろうかなというのを、ちょっとそんな気持ち抱いたもんですから、その辺のところはどのような対応でいくんでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） 妙高支所長。

○妙高支所長（内田正美） お答えいたします。

貸し館があります夜間及び休日につきましては、従前からのセキュリティーシステムのほか、支所入り口付近に警備員を配置するとともに、使用目的以外の部屋への立ち入りを防止するため、侵入防止用のベルトの設置及び立ち入りを禁止する掲示板の設置などによって防犯対策を講じてまいりたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ベルトの設置はこの間も見てきたんですけどもね、防犯上でもって警備員がいればまあまあなのかなと。この地域の皆さんそんなにけた外れなことは恐らくやるようなことはないだろうというふうに思うんですけども、やっぱり市民の皆さんが気軽に使えるような対応というのが必要なことだと思うんでね、結局あそこでもって入って行ってエレベーター乗ってという形になるのかもしれないんですけども、ベルト対応だけでもっていいのかな。シャッターはあるんだろうと思うんですけど、シャッター対応なんていうのはどういう形になるんですか。

○委員長（樗沢 諭） 妙高支所長。

○妙高支所長（内田正美） シャッターにつきましては、非常に開閉に手間取るといいますか、技術的に結構面倒なものでありまして、そのために従前からのセキュリティーシステムが各エリアごとに設置されておりまして、そこへ

侵入すると反応するようになっておりますので、それにて対応したいと思っております。

○委員長（樗沢 諭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第36号 妙高市総合センター条例を廃止する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）

○委員長（樗沢 諭） 次に、議案第40号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管事項についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第40号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）のうち総務課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の12、13ページ以降の歳出全体について一括して説明をさせていただきます。1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、10款教育費の各項目の2、3、4節の人員費は、4月の人事異動や昇格、新潟県市町村職員共済組合の負担金率の確定などの理由による各款項目ごとの予算の過不足を調整するものでございます。

人事異動に伴います人員費の調整につきましては、例年人事院勧告等に準じた給与改定とあわせて12月議会で補正をさせていただいておりますが、今年度は予算計上した職員数と比較して増員となった款項目や1人分の予算を計上している款項目で給与額が低い、例えば主事から主査へ異動があった款項目があるなど、12月議会以前に給与の支払いに不足が生じるケースがあることから、今回補正を行いたいものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（樗沢 諭） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。19款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正による歳入歳出予算の収支均衡を図るため、繰入額を2048万1000円減額補正するものであります。

以上財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（樗沢 諭） これより議案第40号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今総務課長のほうから人員費の調整の話が出たんですが、いつもなら人事院勧告待っていたら12月ということなんですが、今後6月の議会にこういった人員費の調整を行っていく予定なのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 例年ですと12月の議会でお願いをしている給与改定等の補正予算まで不足となるケースというのは今まで余りなかったんですが、今年度につきましては、そういうケースが出たことから、全体の人件費を調整をさせていただいて、特別会計も含めまして補正をさせていただきたいということでお願いをさせてもらっています。今後につきましては、同じようなケースが生ずればまたお願いする状況になるかと思えますけれども、ケース・バイ・ケースで必要があればお願いしたいということで考えております。

○委員長（樗沢 諭） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） また、人事院勧告出たときの12月の対応はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 人事院勧告等がどうなるかというのはまだわからないんですが、年度途中で例えば扶養親族がふえたり、子供さんが生まれたりですとか、アパートを借りて住居手当の支給が必要になったりですとか、さまざまな事由が生じてくる可能性がありますので、勧奨退職に応じる方がいらっしゃれば退職手当の補正もお願いするケースも出てくると思いますので、いずれにしろ12月では何らかの格好で補正をお願いする格好になるというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 簡単なんですけどね、ちょっとほかはみんな減額補正と言っているんですけども、12ページの妙高高原支所の関係でね、人件費がふえて給料が減って、通勤手当がふえてという形にはなっているんですけど、この辺のところちょっと細かいところをお聞かせ願えますか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 妙高高原支所につきましては、昨年までは再任用職員がおらなかったんですが、今年度結果として再任用職員を1人配置したということで、給与等が下がっている。そのほかの人事異動によりまして、必要な通勤手当ですとか、住居手当が必要な職員が異動したということでふえているケースもあるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関連でもってちょっと伺っておきたいんですけども、妙高高原支所にはですね、顧問制度がひかれて顧問1人という形なんですけども、その位置づけというのが今ここには、はね返りあるのかなのか、あるいはその対応どうなのか、関連で申しわけないですけど、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 顧問の報酬については改定されておられませんし、位置づけは変わっておりませんので、今回の補正には影響しておりません。

○委員長（樗沢 諭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第40号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める

陳情

○委員長（樗沢 諭） 引き続き全員協議会において、当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情であります。

陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思っております。

○委員長（樗沢 諭） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） この意見書の提出には賛成です。一人一人の子供に丁寧な対応するためにも、やはり1クラスの学級規模を引き下げることが必要とあり、子供の貧困の問題が顕在化する中、子供たちがどこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが必要と考えます。そのためにもこの陳情には賛成であります。

○委員長（樗沢 諭） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほども横尾委員からあったんですけども、やはり子供の貧困率が6人に1人が貧困というような状況で、それも増加傾向にあるということでもあります。妙高市においても、子ども食堂というものをつくろうというような動きがあったり、子育て支援が必要とされる中で、より充実した教育環境が求められているというふうに思います。将来を担う人材の育成というものが今後非常に鍵になってくるという中で、教育の格差の是正であるとか、それからよりよい環境を維持していくという観点で、これについては私も賛成であります。

○委員長（樗沢 諭） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 毎年これは陳情出されているんですが、基本的に賛成でございます。子供の数は減ってはいるんですが、体と心の課題も非常に大きくなってきていると私は認識しておりますし、そういったものにしっかり対応していただきたいという思いと同時に、日本自身が子供に対する予算が世界的に見ても少ないという現状を見ますと、こういった形で30人以下学級というものをづくりながら、子供たちが伸び伸び教育を受けられる環境をつくっていくことが大事だと思っております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 陳情そのものについては異論はございません。ただ、中の文言がちょっとまだ甘いというふうに思っています。何を陳情するかといったときに、30人以下学級、それから義務教育費の国負担の割合を引き上げよということになっているんですけども、本当に子供の教育云々といったときにここにもう一項目ですね、やっぱり職員対応なんかも入れるべきじゃないかなという、そんな気持ちを持っているところでございます。説明理由の中には書いてあるんですけども、本来そこいかなかったら対応していけないんじゃないかなと、そんなところでございます。

○委員長（樗沢 諭） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今ほども各委員から話ありましたが、学校現場からの少人数学級の効果、また保護者の皆さんも少人数学級希望している、そんなこと。それから、さらには負担率の引き下げというのが地方財政の圧迫等を招く弊害もあります。そんなことから、本陳情には私も賛成であります。

以上です。

○委員長（樗沢 諭） これより起立により採決します。

陳情第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（樗沢 諭） 着席願います。賛成委員全員であります。

よって、陳情第1号は採択されました。

陳情第1号は、採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見はございませんか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 提出者は委員長でもって、賛同者委員全員ということではいかがでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） お諮りします。

ただいま提案がありました提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見等あるでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 特にないようでありますので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に一任することに決定されました。

所管事務調査について

○委員長（樗沢 諭） 引き続き所管事務調査を行います。

通告がありますので、発言を許します。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大きくは3点、関連があるんで、順次という形になります。

今も陳情、意見書提出という形になりましたけども、先般の一般質問の中でもありましたけども、いわゆる小・中学校教職員の時間外勤務の関係ですね、なかなか不透明であって、負担が大変でというのがありましたけども、当局に実態状況をということで資料求めましたけども、時間外勤務の整理をされるといいですかね、これがなかなか

大変だ。どういうシステムでもって時間外に絡んでいるかという、この辺のところ、なかなか大変だという話も聞いているんですけども、実態はどのようになっておりますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） まず、時間外勤務の状況といたしますか、勤務状況ですけども、教職員の方については、これまで出退勤簿をつけるという、基本的な習慣といたしますか、それがなくて、当市においては昨年の12月から出退勤簿をつけるような形になっております。各学校の状況でございますが、様式についても、県の教育委員会から示されたものもあれば、県の職員組合から示されたもの、あと学校で独自におつくりになっているものがありまして、それぞれ学校の判断でそれらが使われている状況がございます。そういったものを今回学校から取り寄せまして集計する関係から、なかなかそのフォーマットといたしますか、様式が統一されていない関係で時間を要したという状況になっております。長時間労働の状況につきましては、先般本会議でも教育長のほうから御答弁しましたが、ほぼ国の昨年の調査と同様の傾向が出ております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らく今言われたみたいに出勤簿対応、出退勤の時間そのものについては、特定原則という形がないんでね、恐らくもらった資料の中でもこれだけの超勤をしていますとあるけども、実態はこれ以上だろうというふうに思うんですね。これは、本人申請でもってこういう形になっている。いわゆる校長、教頭の許可を得てという形にはなっていると思うんですけども、これだけ超勤やっていて、いわゆる報酬等との絡みというのは、これだけといたしますかね、要するに申請したその分の超勤手当そのものは支給されているんだろうと思うんですけども、超勤のいわゆる決め事といたしますかね、この辺は各学校そのものは教育委員会の指示に従ってということと言っていると思うんですけども、その辺の実態はどのように認識しておられますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 教員の方の給与の関係ですけども、超過勤務に当たるものにつきましては、教職員調整額というものがございまして、これで給与額の一律4%が支給されることに法律で決まっております。そんな関係で労働時間がどうであれ、月額4%というのが支給という形になってございまして、これがある意味で教職員の勤務時間を十分に管理をしないというか、届け出しなくていいというような形のこれまでの慣例につながってきているものというふうに言われております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先生方が忙しくて大変だというのがマスコミ報道でも出されたりして、ここに關心示した人たちというのはどれだけいるのかなというのもあるんですけども、いわゆる時間対応、職務内容、これはきちんとしていかなきゃいけないというふうに思います。何でこんなに超勤をせんきゃいけないのかというのがそもそも絡んでくるんですけども、その辺はどのように捉えていますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 今回の長時間労働に関しましては、いろんな報道の中では1つは中学校の部活動の問題が出ておりますけれども、それ以外にも支援が必要なお子さんが多いとか、あとそれからそれ以外にも保護者対応ですとか、そういった複合的なものがあって年々教職員の長時間化が進んでいるというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） やむを得ずという点もあるんですけども、こういう超過勤務が常時続いていく。イベント等絡んだときは、これはどこ行ってもそうなので、それは別枠として、通常勤務という形の中で常に超勤が絡んでくるという、この実態については当局はどのような認識でおられますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 教員の多忙化の解消につきましては、県のほうから多忙化解消のアクションプランというのが示されておりまして、それで県からは10項目ほど重点的に取り組むものが示されておりまして。各学校は、その中の1つを選んで取り組むような形になっておりますが、主には勤務時間の管理をしていこうという学校が4校、それから教員室の心とむすぶ雰囲気づくりをしていこうという学校が5校、それからノー会議、ノー残業デーウィークを実施していこうという学校が1校、学校分掌の精選、選ぶ、重点化をしていくというところが1校、それからPDCAサイクルを回していくというところが1校ありまして、そういった項目をおのおのの学校が選びながら、その取り組みを進めているところでございます。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 具体的になんですけどね、そういう決め事で果たして解消するのかなという不安といいますかね、あるんですよ。何が大変かといったときに、やっぱり児童・生徒との関係、かかわりでいろいろ決め事をつくったって、決め事どおりにいけるかどうかというものがあったり、残業しないでと決めたのはそうやってやっていくのかもしれないけども、日常的にそこに絡んでいくということになると、いわゆるベースの絶対数が不足している、こういうところにそもそも問題があるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺の認識はいかがですか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 現状としまして、当然業務の改善も取りまななきゃいけないところありますけども、そもそも学校現場としては教職員の数そのものが十分ではないという認識も持っておりますし、あと今御指摘もありましたけど、例えば支援が必要なお子さんで生活支援とか、生活指導とかというものをするについては、専用の教員がいればその分各教員の負担は減るとか、そういったものが課題であるというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことだと思うんですね。だから、県のほうからただ文書、決め事等で指導が入ったから、それで何とかなると、そういう単純なものじゃないと思うんですね。県教委との関係でもって教育長会議なんか県でもあったりすると思うんですけども、実際に県で会議やって、その辺の話、あるいは議論している、その辺での感触は教育長いかがなものでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） 教育長。

○教育長（小林啓一） いろいろな会議でやはりその辺が問題になっておりまして、各教育長からもそういう話も出ていますし、また県のほうに国に対しての要望も出されております。特に今回の教育長会議の中では、学習指導要領が改訂されるということで、その準備がありますし、また外国語が新たにふえるということで、また現場が忙しくなりますので、それに向けたやはり人的な増員についての要望もしておるところです。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実態は実態で要望だけで果たしてどうなんだろうと。もっと強力的に踏み込みしていかなきゃいけない。正直言って県費職員という位置づけになってくると市段階、いわゆる市の教育委員会段階でもって余り踏み込みしてしまうと、県のほうがへそを曲げるみたいな、これまでの形の中ではそういうものもあったりして、なかなか現場対応でもって踏み込みたくてもできないという、こういう実態があったわけなんですけども、国に要望していくと、これかなり強力でやっていかなかったら、学習指導要領改訂云々でもって手が足りない。子供の教育には云々くんぬんとは言っているけども、そこに十分に手が届かないという形になったのではね、それこそ言っているだけの話になっちゃうじゃないかということになると思うんですけども、ただ単純に要望、要望はベース

としてあるかもしれませんが、国に対してもそうですが、県に対しても強くその辺は働きかけていかなきゃならんというふうに思うんですが、改めて教育長お願いしたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 教育長。

○教育長（小林啓一） 先般6月1日に教育再生実行会議が第10次提言を行いまして、その中で今委員ご指摘のように、今学校現場、教師の多忙化が頂点に達していて、このままでは持続可能できないというかなり危機意識を持って、やはり学校現場への量的、質的な人材を確保していかなければいけないということで、具体的には生徒指導にかかわる教員が専念できるような専任体制とか、特別支援教育コーディネーターとか、あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとかという具体的なことを出してありますので、それによって少しは国も動いていけるのかなと期待しているところですが、ただ現在の学校の強い要望するとともに、それだけではなかなか今の現場に対応できませんので、現在も教育補助員、それから特別支援教育支援員、学校司書等、かなり妙高市としては他市町村に比べて手厚い確保しているところなんですけど、さらに学校現場の今の危機的な状況を打開するために、もちろん国や県の責務ではあるんですけども、市としてその中でどのようなことができるのか、また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひ頑張ってくださいと思います。

(2)に移りますけれども、外部顧問派遣制度導入については、先般の一般質問の中でも前向きにという答弁がありました。今実際にそういうことを実施している学校もあるわけなんですけども、今後の対応として具体的にはどのような考え方でおられますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 部活動の外部指導者の関係ですけども、ことしの3月に国が法改正しまして、部活動指導員というのは正式にはできるようになりました。ただ、現実には実際に動かすにしても、部活動を任せたとしても、技術的な指導はできても、生徒の管理そのものについては担当教諭とのいろんな連携が必要だということもあったりしますし、それから中体連大会については、いまだに引率については学校長もしくは教員が出なければならぬということがありまして、そういったものも解決していかないと、実際の多忙化解消にはなかなかないところがあります。いずれにしても、生徒の関係については、全て外部指導員に任せることはできず、生徒のいろんな管理については、顧問の教諭、もしくは担当の教諭との常に情報交換を求めるということが要件になっておりますので、そういったものも含めてどういった形ができるかというのは、今県のほうでも具体的なガイドラインをつくっておりますので、そういったものを見ながら対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もそう思っているんですね。派遣制度導入したという形の中では、実際には今中学校の部活という話も出ましたけども、それぞれ小学校の中では地域の皆さんの協力体制も得ながら、校外学習といいますが、活動といいますが、そういうものもやっているわけですよね。だから、そういうものをもっと地域に呼びかけながら、これも大いに発展させていく必要があるなというふうに私は思っているんですね。時間的余裕があって協力できるという人も地域の中でそれぞれ、かなりというふうに言っているのかどうか分かりませんが、理解があってという人がおられると思うんでね、その辺のところも大いに活用しながらというのも入れていく必要があると思います。

それから、今答弁にもありましたように、私も外部派遣制度を導入したところでもって、イコール教職員の負担

軽減というところには、精神的には若干という形はあるにしたって、超勤対応とかという形の中では負担軽減には恐らくならないというふうに思っているんですよ。したがって、先ほど議論しましたように、そういう絡みでもって対応できる教職員をきちんと位置づけをしていかなかったらね、なかなか全体の超勤そのものを少なくするということはできないと思いますし、それから部活をやっているという絡みの中で、職員の皆さんが事務整理の時間が結局後に追いやられてしまって、具体的な作業というか、実働といいますかね、そういうことを優先してやって、その後に事務処理をやって、それから帰宅ということになるわけですから、その負担はかわって誰かがやるということがなかなかできないという実態だと思うんですね。だから、こういうものもきちんと入れる中でもって、超勤をできるだけ少なくする。先生方が超勤をやって、こういう大変な状況でもってやっている中でもって、果たして子供にゆとりある教育というのは、今陳情にもありましたけど、ゆとり教育というのも言葉では出しているけれども、実際に教師が精神的にいっぱいいっぱいでもってゆとりなんかどこにあるんだと、こういう形だと思うんですよ。ここも改善しなきゃならんというふうに思うんですけども、そのために国の補助制度をもっと引き上げよと、こう言っているわけなんですけどね。その辺は、今後の県との対応とか、市の対応とかという形の中でどのように進めようと思っておられますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 多忙化の関係につきましては、1つにはやはり教職員の適正なまず配置がなければ動かないと思っておりますし、それから今ほど委員さんから御提案ありましたけれども、いろんな活動については、地域の方のお力をかりながら、少しでも負担解消を図っていくという方法もあると思っております。また、事務の関係については、校内で昨年12月から勤務時間を把握しておりますので、特定の教職員に負担がいつているようであれば、その見直しというのも校内でやっていただくということも必要だと思っておりますし、それからどうしても状況的には部活を持っていらっしゃる教員の方、それからクラス担任を持っている方については、どうしても時間が長い傾向がありますので、そういったところについてもお互いに持ち合えるところは持ち合うというようなことが必要だと思っております。そういったもの踏まえて、部活動が今クローズアップされていますけど、そういったところについては、先ほども申し上げましたが、県のほうでも新しいガイドラインが出てきますので、そういったものを活用しながら市の方向を定めていきたいというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最終的にはね返ってくるのは児童・生徒のところなんですよ。ゆとり教育とか、子供の成長とかと言っている、はね返ってくるそこが児童・生徒だよ。そのところをきちんとした教育、指導をできる体制づくりというのがシステム上ではどうしても必要なことだと。銭、金の話じゃないよと言ってしまると行き過ぎになりますけど、やっぱり優秀な人材を育てるとか、まともな人間をつくっていくといったときにはそこに絡んでくるんで、それはそれなりきの対応していかなきゃだめだということになると思いますので、そこはひとつ踏み込みをしながらお願いしたいと思います。

ただ、参考までというか、もらった資料の中でもって皆さんわかんないと思うんで、言いますけども、小学校の超過勤務でもって、これ1カ月当たりですかね、小学校で80時間以上が17名もいる。中学校も80時間以上が32名もいて、職員全体の47%だよという、こういう資料いただいております。大変なことだなというふうに思っております。ここは、大いに改善をしていっていただきたいというふうに思います。

それで、3番目の（3）の今部活の絡みがあったんですけども、（3）、部活の位置づけそのものについては、以前はいろいろ議論があったところなんですけども、県教委としてもここに外部派遣を入れる、そこまで踏み込みをしたというのは、それはそれと評価しながら、部活動の位置づけ、これは正式に学校教育の一環だという位置づけが

明確に出されたんだろうというふうに私認識するんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 学校教育における部活動の関係につきましては、中学校の学習指導要領の中で、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、ちょっと中略しますが、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるように留意することというふうな形で定義づけられております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでなんですけどもね、部活動の活動費の位置づけというのは、それぞれ学校の持っている方違うと思うんですけども、どのような認識でおられますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 部活動に関する費用につきましては、まず市のほうからは学校からの要望に応じまして備品等の購入費については、こちらのほうで購入させていただいておりますし、大会の遠征に関しましては、その大会のレベルに応じて2分の1から全額の補助をさせていただいております。また、練習試合等の遠征についても、部活動のバスを年間ですが、各学校、新井小学校は200になります、各学校100回ずつ出すことについての支援をさせていただいております。ただし、それ以外に各部活動におきましては、部活動における保護者会というものもございますし、それから妙高中学校と妙高高原中学校においては学校後援会というもの組織されて、そこからの御支援も出ているというふうに認識しております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一応教育の一環としてそこに踏み込みして市ではどうのこうの、ただね、ここのところでもってもうちょっと踏み込みしていただきたいなというふうに思うのは、それぞれ学校では特色ある学校づくり、教育を出しているんですよ。そこでもってやっていて、妙高とか、妙高高原はとにかく、全て部活いろいろ経費はかかるんですよ。けども、あそこはスキーには特にほかとは違った形でもって力を入れている。人数が少なくなってきたら、それでもかなと思ってるんですけど、やっぱり経費は経費でもってかなりかかっているんですね。全て100%対応ということは言いませんけども、けども、例えば妙高、妙高高原の中学校については学校後援会費をかなりそこへつぎ込んで、それがなかったら部活動が十分にできない。新井中学校については、PTA会費のほうから活動費を捻出している。大会等に出た場合には大会参加の保護者にかなりの負担がかかる、こういうシステムで果たしていいのかというところなんですけども、この辺の基本的な考え方、教育長、いかがでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） 教育長。

○教育長（小林啓一） 先ほど課長が申しあげましたように、学校としても教育活動に意義がある部活動に対してそれなりの対応はしているところですが、またそれだけでは足りない部分につきまして、地域の方や保護者の方が子供たちの活動を応援しよう、そしてまたそれで地域も元気になろうということで御支援をいただいているものと思います。市としましても、予算の範囲内になります、できるだけそれを支援していきたいと考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 親御さんもその気になって子供を育てるところにしっかり踏み込みして、こういう活動が成り立っているんだろうというふうに思います。トップアスリートというのも何年も前から市の事業計画の中に入ってきているんですけども、そういうところに踏み込みすればするだけ金がかかるというのは当然の話であって、ただトップアスリートになって全国大会等へ出ていったりすると、やっぱり市のPRにもなるし、評価もされ

るという形になるわけですね。後援会費の中身について言いますと、先般も一般質問で触れましたけども、やっぱり学校のことだから、子供のことだからという、そういう時代はちょっと通り過ぎてきているような気がするんですね。年金暮らしの高齢者世帯がべらぼうにふえてきているという形の中で、気持ちはあっても生活云々でもってなかなかという、こういうのが広がってきているというこの実態との絡みの中で、やっぱり行政としてももっと踏み込みをして、あるいは学校との兼ね合いの中で何らかの方策といいますか、今のパターンそのまま継続していくということじゃなくて、違った方法も考えていく必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、今後の対応としてその辺はいかがでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） 現状は、先ほど申し上げましたとおり、部活動に必要な備品の購入ですとか、遠征費の補助ですとか、それから部活動バスの運行等やらさせていただいておりますが、他市から異動されてきた教職員に聞きますと、妙高市はかなり手厚くやっただいているというふうな評価をいただいております。そういった状況がありますので、現状でとどまるということではありませんが、こういった手厚さというのが今後も維持できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もおね、決して過保護にしてという、そういう位置づけ云々じゃないんですよ。過保護になるほど手厚くやれということじゃなくて、やっぱりそれが児童・生徒も、中学になると生徒なのかな、ちゃんとそういういきさつの中でもって自分たちの部活が支えられて、自分たちも頑張らなきゃいけないんだという、こういうところをお互いに認識しながらやっただけ、そういう形での指導も考えながら、あるいは妙高とか、妙高高原は後援会のほかにトップアスリート云々という形で育英会組織もつくったりして寄附をしているという、こういう形もあったりするわけなんでね、その辺のところをお互いに十分認識できるような形づくりが必要なんだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大きな2番目で、コミュニティ・スクールの関係について伺います。まだ全体でもってスタートしたばかりなんですけども、今年度は新井中学校を除いてその他みんなコミュニティ・スクールという制度導入という形になってくるんですけども、それぞれ地域差があつてね、一律にこうだということはないと思うんですけども、現状はどのようなかというあたりちょっとお聞かせ願えますか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） コミュニティ・スクールにつきましては、平成27年度から中央小学校が最初のスタートになりまして、その後昨年度は斐太北小学校と新井北小学校、今年度は新井中学校を除く全ての小・中学校、にしき特別支援学校は除きますが、指定をさせていただきました。状況ですけども、中央小学校につきましては、これまで何度か御説明しているんですけども、もともとあった文化祭をコミュニティーフェスティバルという名前にかえまして、その日の午後は地域の皆様が生徒の皆さんにいろんな体験ができるように参加をさせていただいております。今100人近い地域の方が入っていただいております、そういった形で地域とのかかわりがかなり深まっているという状況がございます。また、斐太北小学校ですけども、昨年からのスタートだったんですけども、例えば体育祭でのろし上げをしたりとかですね、地域に子供がいなくなった集落に出かけて行って、そこの交流をするとか、あと雪祭りについても、7年ぶりにこのコミュニティ・スクールをきっかけに復活させたというような取り組みがされておまして、今年度もそれをより深めていきたいというような方向で考えていらっしゃいます。

それから、新井北小学校ですけども、昨年ちょうど100周年がありましたので、昨年度はそれがメインという形で取り組みをされておりましたが、今年度はあそこは六ヶ字がありまして、各地域の行事にプラスして学校行事、

園行事、それから六ヶ字協議会の行事を一覧にしましたカレンダーを配りまして、その中で地域の中で子供がどんなものに参加しているかというのを確認していきながら、地域の中で子供を育てようというような機運が高まっている状況でございます。あと残った学校につきましては、今年度新たに指定ということになりまして、高原地域と、それから妙高中学校区域につきましては、個別の学校運営協議会を組織しましたが、将来的には一つのコミュニティ・スクールみたいな形で運営していこうという考え方でやっておりますし、新井小学校は先般第1回目があったんですけども、最初に授業参観からスタートされておりました。コミュニティ・スクールの方々も決して学校にしょっちゅう行っている方々ではない方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々から学校の現場を見ていただいて、そのことから議論を深めていこうというような取り組みをされている状況でございます。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 現場を知ってもらってというのがね、いろいろ経験的なものは今お聞きしたとおりなんです。今年度からスタートしたところは、学校の活動実態、そこをまず認識してもらってというのが入り口だというふうに思うんですね。大きくなればなるほどこの辺は時間がかかって大変だろうなというふうに思います。私たちが児童・生徒のころは、号令かけなくたってみんなコミュニティ・スクールだったわけですよね。実際に一番といいますかね、最初にスタートしたのが中央小学校で、小林教育長が校長で行って導入して、それを広めてという、こういう経緯なわけですけども、学校と地域と、そのところいかに組み立てしていくか。あるいは過疎化の進んでいるところですね、新井小学校もその一つに入るかもしれないけども、統合して遠隔地、遠いところの地域との関係というのはなかなか面倒だというふうに思いますのでね、私たち新井南小学校だって集落によって子供がいたりいなかったりという形があったりする中で、その辺はなかなかなんですけども、例えば私は新井南小学校とのかかわりの中では、一般的に有線放送使ったお帰り放送ですね、普通ですと教頭先生がお帰りの時間になると放送したり、あるいは教頭先生がいないときにはほかの先生がしたりという形だったんですけどね、子供のいない地域が出てきているんで、せめて1日1回子供の声を聞かせてやったらどうですかということでもって、今南小学校は学校のお帰り放送は児童がやっているんですね。特認校という絡みでもって子供たちが英語を勉強したら、どこかで英語もしゃべりたいということで、ことしの3月の後半から最初の挨拶は英語でやっているという、こういうことでもって、きっかけづくりですね、これはね。こういうことをやりながら、さらなる踏み込みをという形でもって、大いに地域とのかかわりを深めていただくのと同時に、前段の議論のありました外部指導員、指導者、指導員までいかんでもいいですけどね、ともに何かをして、体験学習をして、遊んでくれるような人もという、そういうところへ発展させていくという、こういうのが今後の対応としては必要だろうというふうに思うんですけども、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） こども教育課長。

○こども教育課長（吉越哲也） コミュニティ・スクールの基本的な考え方は、地域とともにある学校ということでございますので、そういった形を今後も進めていきたいと思っておりますし、今年度から指定した学校の議事録をちょっと拝見しますと、学校側からいろんな地域の人材を求めている状況が結構ございます。そういったものを受けていただくことで、例えば学校内においても子供がいる地域、いない地域もありますけども、そういうところ関係なくいろんな交流が深まることによって、地域の学校であるということ、これまで以上にまた親しみを持って感じていただければいいんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう形の中で、人まねする必要はないんですけども、先行事例等も学んだり、あるいは地域の特質をそこへ入れたりということでもって大いに発展させて、地域とのかかわりを深めていただきたいなど

いうふうに思います。

次行きます。3番目の地域コミュニティの維持・再生に関連してということで出しました。皆さん全員おわかりなのかどうなのかというのがあったりしましたんで、出したんですけども、まずは妙高里山応援団の内容について説明をお願いしたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 妙高里山応援団でございますが、きょうお手元に資料が行っているかと思います。裏表の資料の実施要領をごらんいただきながらお願いしたいと思うんですが、応援団といいますのは、過疎化ですとか、高齢化が進んでおります新井の南部地域などの中山間地域におきましては、集落における草刈りなどの共同作業ですとか、地域行事などの地域運営を維持することが難しくなっているという現状があります。このため、市といたしましては、地域内外の団体や事業所、個人の皆さんなどの有志による中山間地域への支援組織、妙高里山応援団、略してといいますか、通称サトヤマンというふうに言っておりますけども、これを結成いたしまして、地域住民だけでは実施することが困難になっている共同作業などの活動を支援するとともに、この支援活動を通じまして、支援してくださる方と地域の交流を深めるといふきっかけづくりを行いたいということで今年度から始めているものでございます。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 踏み込みしてもらって非常に私はありがたく思っているところです。その中でですね、事務局が地域サポート人なんですよね。地域サポート人が一生懸命登録団体、登録個人を募って名簿整理してきているという形なんですけど、サポート人が企業回りしたりしてお願いしたりという形なんですけど、ここでの当局とのかかりというのはどんな位置づけだったんですか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 南部地域に入って活動して下さっていますサポート人の皆さんが地域の実情を御存じだということで、窓口をさせていただいておりますが、サポート人の皆さんがいろんな企業なり回ったりということの結果、あと地域でどんな支援が必要かというのを御意向を伺ったりしておりますけども、その結果は当然我々の職員とも共有をしていただきまして、じゃ次はどういう格好で取り組んだらいいかというふうな相談をさせていただきながら事業を進めているということになります。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） サポート人が事務局になっているという形の中で、地域的には今要綱の中でも言われましたけども、新井南部地域、恐らく妙高の奥の地域ということなんだろうと思うんですけども、地域限定はあるんでしょうか。それ以外でもということなんでしょうか。この辺はどうなっていますか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどもお話ししましたが、過疎化や高齢化が進行している中山間地域というのを対象にしておりますので、新井の南部に限定しているわけではございません。ただ、特に過疎化、高齢化進んでいるという現実がありますので、まず新井の南部地域で今年度取り組んでみまして、そこで支援者の確保がどうなのか、それから実際にやってみた効果はどうか、検証しながら、次年度以降ほかの地域でもこういう取り組みを望まれるところがあれば広げていきたいというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひ広げていっていただきたいな。けども、必要としないところへ別に乗り込んでいく必要ないわけなんで、私たちはこれから大いをお願いをする形になるだろうというふうに思いますけども、現在の登

録団体、それから登録者数といいますか、人数ですね、団体と個人とあるんですが、この辺の実態はどのようになっていますか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 事業所等を回らせていただいております、今現在では実際に登録して下さっている団体としては12団体ございます。大きなところは全部の従業員、千何百人というのを登録して下さっているところもありますので、それを合計しますと2276人という事業所、団体での登録はあります。ただ、これはちょっと現実的にはないなというのがありますので、実質的には百数十人という格好に現状ではなっているかというふうに考えております。それと、個人でございますが、現在のところ5人の個人の方から登録していただいております、内訳といたしましては、栃木県からお一人、神奈川県からお一人、新潟県の新潟市から3人、計5人の登録をいただいております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 個人のほうはね、具体的に面接で話ししてということなんだけども、団体のほうの反応というのはいかがですか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 個人については、面接とかという手続はとってございません。具体的にこの5人の方々は妙高ファンクラブに入っておっしゃっている方々でして、その方々にもこういう仕組みがあるんで、興味お持ちの方は登録して下さいますというのをほかの資料を送るとき一緒に送らせていただいて、結果としてこの5人の方が御賛同いただいて、今のところ5人登録していただいているという格好になりますし、企業、事業所につきましては、登録していただいている住民以外にもいろんなところに今趣旨を説明してお願いに回っています。感触といたしましては、いい取り組みですねという前向きな、その場ではですね、感想を抱いていただいているところがほとんどだというふうに聞いております。ただ、そこで即答ができなくて、組織の中ですとか、本社のほうに確認をしてということで、まだ正式な登録には至っておりませんが、今後かなりの事業所のほうからも登録していただけるんじゃないかなという期待も込めて今思っております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 初年度ですのでね、実際にまだこの要綱云々でもって具体的に見えていないという部分もあったりするわけですので、ことしその実態が見えるようになって、果たしてどういうふうに発展していくのかなというふうに思ったりしています。今答弁ありましたように、栃木からの1人という人が17日、平丸に来てくれることになっていきますけども、早速使わせてもらっているという実態です。これは、あくまでも地域としての要請ですよ。地域以外の団体が要請してもそれは別枠だという、ここは確認なんですけども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 基本的には私ども個々の地域が基本というふうに考えております。ただ、今現在御意向をお伺いしますと、瑞穂協議会さんですとか、南部地区区長会さん、ちょっと広くなり過ぎるのかなという気もしないでもないんですけども、南部地区区長会さんですと南部祭りの手伝いというのがあります。また、ちょっと精査をさせていただく必要があるのかなというふうにも考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 南部区長会の皆さんも大分苦労しているようでございますので、要請があったらひとつお願いしたいなというふうに思っています。地域といったときに、ほかの団体といったときに、例えば今私の頭の中にあるのは、その地域で活動するNPOの要請なんていうのは別枠なんだろうなというふうに私思っているんですけ

ども、その辺はどうですか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私どもの仕組みといたしましては、あくまで高齢化なりで地域での共同作業ができないという、草刈りですとか、泥上げですとか、できないところに地域内外の別の地域の方から個人なり事業所の皆さんから入っていただいて、地域の皆さんと共同で作業していただく。それと同時にそこでいろいろ交流をしていただいて、またそういう作業の機会じゃなくても、その地域を訪れてくださる方々がふえて、地域がにぎやかになるような格好につながっていけばいいなというふうに考えておりますので、基本的には例えば大字なり、地域なりというくりが基本になるというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実は、交流事業の絡みの中で、私たちが冬場の対応、あるいは夏場の対応という形の中で、これは水原地区、上小沢もやっているんですけどもね、除雪ボランティアが今私たちのところは公孫会とのつながりでもって冬期間来ていただいて、夏場に草刈りということで、これまた行って打ち合わせせんきゃいけないということで、上小沢も郵便局長の位置づけの中でもって除雪ボランティアが入っているんですよ。この辺との絡みというのは、特段絡める必要がないのかなというふうに思っているんですけども、かかわりはここに別に入れる必要があるのかなのか。サポート人がそれも登録してもらったらどうですかなんていう話もあったりしているんですけど、私は無理して入れる必要ないと思っているんですけども、その辺の感覚ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように、今高校の先生方のどこかですとか、郵便局長の皆さんのお集まりの中で活動してくださっている実態はあります。私どものやろうとしている活動と趣旨は似ているところがあると思いますし、声をかけさせていただいて、中へ入っていただいても構いませんし、別にその皆さんの活動方針があって、別で活動したいということがあればそれでも構わないというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もそう思っていますので、それは確認ただけで話しました。（2）なんですけど、サポート人とかかわりというのは、当然サポート人は事務局やって、窓口でもっていろいろ行ったり来たり調整したりとやってくれているんですけども、常にそういう作業、事業のあるところはサポート人が行って調整しながら確認して歩くという、何かそれが本業になりそうな気もしないでもないなと思うんですけど、その辺の感覚いかがですか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今現在地域からこういうところをお願いしたいという御要望が出ているのが、この土曜日の平丸地区さんを初めとして10件程度でございます。その活動には事務局、私どもも当然事務局入っておりますので、都合のつく人間がそこでどういう活動していただいているのか、交流状況はどうか、確認をさせていただくとともに、いろいろ写真ですとか、動画ですとか、可能なものはホームページ等にアップしまして、こういう活動をしているというPRもしていきたいというふうに考えております。今後回数がどうなるかはちょっとわかりませんが、年10回くらいであればそれが本業になるというような状況にはならないというふうに理解しております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 積極的に活動してもらうのは大いに結構な話なんで、地域とかかわりをその辺でもってま

すます深めていただきたいというふうに思います。そこでの地域おこし協力隊との関係なんですけども、もしサポート人のほうの手が云々といったときには、そこへ応援団で入ってもらってもいいのかなと思ったりしていますけども、協力隊はそもそもはその地域住民の位置づけという形になっていますから、外へは出ないんだろうと思うんですけども、必要に応じて出てもいいという、この辺の解釈はありますか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 協力隊の皆さんに今現在直接的なかかわりは求めてはおりません。ただ、サポート人と協力隊と我々を含めた定期的な会合、情報交換なり、今後どうしていくかと打ち合わせしておりますので、そのときには応援団の取り組みは今どういう状況にあるのかですとかというのは当然情報共有を図っていききたいというふうに思っておりますし、何かいい意見があればそういう会議の席でお聞かせいただくというのも当然あります。ただ、里山応援団の運営に直接かかわるとい位置づけではありませんし、場合によって今各南部地域に住んでいただいておりますので、その地域の住民の一人としてその活動に参加するというのは我々としてはだめだとか、そういうことを言う立場にはないというふうに理解しております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地元の作業云々といったときには大いにかかわってほしいと思うんですよ。当然外から応援団が来ているのに、俺関係ないんだという話はないというふうに思っています。それで、その絡みになるんですが、協力隊の現在の活動実態ですね、どうもあちこちの声が聞こえてくる中身がいまいちちょっとというのが聞こえてくるんですけども、当局はそれぞれ今2人いて、長沢と上小沢にいるわけなんですけども、この活動実態そのもの、今、週1ですか、2週に1回ですかね、定期会議持ったりしているんですけども、活動実態との関係で、本来のいわゆる地域協力隊としての当初の目的との絡みの中でどうなんだろうなというところなんですけども、当局はどのように感じているか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今まででも何回か議会でやりとりさせていただいております、1期目の反省に立ちまして、昨年度募集いたしました地区につきましては、実際に地域のほうで協力隊から入ってもらって、地域と一緒にどういう取り組みをしていきたいのかという、地域が主体性を持っていただきたいというのがありましたんで、テーマを定めて募集をさせていただいたという経緯がございます。長沢地区につきましては、そばをテーマにした店舗の運営ですとか、ビジネスに興味があって、将来地域での起業を目指す意欲と情熱のある方ということで、長沢茶屋の運営支援ですとか、そば、山菜などの地域特産品のインターネット販売の仕組みづくりというようなことで募集をかけさせていただいて、お一人昨年4月末に入りました。最初は、長沢茶屋というのがありますので、その仕事を覚えるところからの活動でありましたけど、徐々に今そばオーナーの活動ですとか、山菜祭りのイベント運営、長沢のいきいきホームでの高齢者の交流、ヤマゴボウの栽培、そば打ち、豆乳そばですとか、サラダそばですとか、新たなメニューをつくったりですとかの活動の幅を広げまして、住民との交流も拡大してきているというふうに認識しております。

今後は、先ほども言いました特産品のインターネット販売の仕組みづくりなどにチャレンジすることで地域貢献を図りたいということにしておりますし、水原地区は、自然体験ですとか、農業体験プログラム等の企画、実施に興味があって、地域の交流人口拡大の仕掛け人、コーディネーターとしての意欲と情熱のある方ということで募集をしました。大滝荘の運営支援と活性化ですとか、いろいろな体験のプログラムの企画、実施ということで募集をかけさせていただきました。昨年の11月に着任いただきまして、これもやはり大滝荘の仕事を覚えることから始まりましたが、ほかにも新井南小学校と地区の高齢者との年賀状の交換ですとか、協力隊新聞づくりですとか

の活動にも取り組んでいただいておりますし、2月には水原地区で里山スノーレッキングの体験モニターツアーを実施するなど、今後はキャンプイベント等の体験交流イベントの実施による交流人口の拡大を目指すことで、地域貢献を果たしたいというふうに考えているというふうに聞いております。実際いろんな活動があるんですけども、全部が全部に全身全霊を傾けるというのはできないので、ランクをつけさせていただいております、A、B、C、Dという。AとBにつきましては、力を入れていこうということで、サポート人、協力隊、我々事務局とも話をしながら、進捗状況等を確認しながら、話し合いながら活動を進めているという状況です。徐々にいい方向へつなげていければなというふうに考えております。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今言われたとおり、その中身についてはそのとおりだなと思っています。ただ、作業内容そのものについて、あるいは地域とのかかわりについて、誰がコーディネーターとなってやりとりするのかなという、この辺がちょっと不鮮明になってきているのかなというのが私の印象なんです。最初に協力隊を導入したときには、地域の代表が世話人となって、地域のことについてはそこで相談しながら、あるいは作業内容の流れ等については、毎週の会議の中でもって報告したり、指導を仰いだりという、こういう形になっているんですけども、地域の世話人とかかわりもちょっと希薄になってきていて、本当に地域の住民との交流的なものがちょっと遠のいてきているんじゃないかなというのが私の印象なんですけども、その辺のところはどのように捉えているでしょうか。

○委員長（樗沢 諭） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 議員さんはそうおっしゃいますけれども、私ども全体の活動については、事務局等として先ほども言いましたように相談をさせていただきながら進めておりますけど、地域の中のことにつきましては、私らのわからないことがいっぱいありますので、それは世話人さんのほうと逐次御相談なりさせていただきながら進めているというふうに理解しています。

○委員長（樗沢 諭） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 世話人さんとかかわりというか、相談を大いに進めていっていただきたいというふうに思うんですね。そうでなかったら、本人は役所との関係、あるいはサポート人との関係で、こういうこと、ああいうことと一生懸命やろうとしている、これは非常にいいことなんです。ところが、地域とそこに溝ができてしまったら大変なことなんで、本当に本人が一生懸命やっているのに、地域とそこに一致できなかったら、いづらいうい形も出てきたりしますので、そこは大いに指導的立場の中でもって、世話人さん、地域の方とかかわりを深めていくような対応をぜひお願いしておきたい。せっかく若い人が入ってくれて、そこで頑張ってくれているわけですから、その人の人生のプラスになるようなこと、地域のプラスになるようなこと。あそこ行って3年間いたら私の人生何だったんだという後悔したって後戻りできないという、この辺がありますので、そういうことのないような対応をぜひお願いしておきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長（樗沢 諭） 以上で通告のありました所管事務調査は全て終了しました。

これにて所管事務調査を終わります。

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（樗沢 諭） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申し出することに決定されました。

あわせて管内調査の日程についてお諮りします。管内調査を6月30日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樗沢 諭） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査については6月30日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了解願います。

○委員長（樗沢 諭） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして総務文教委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時22分